

健発0925第1号  
平成29年9月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第95号）が本日、別紙のとおり公布され、施行することとしている。この改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準関する事項として、以下を追加すること。（予防接種法施行規則第5条関係）

症 状	予防接種後症状が確認されるまでの期間
注射部位壊死又は注射部位潰瘍	28日

第二 施行期日

この改正は、平成29年9月25日から施行すること。